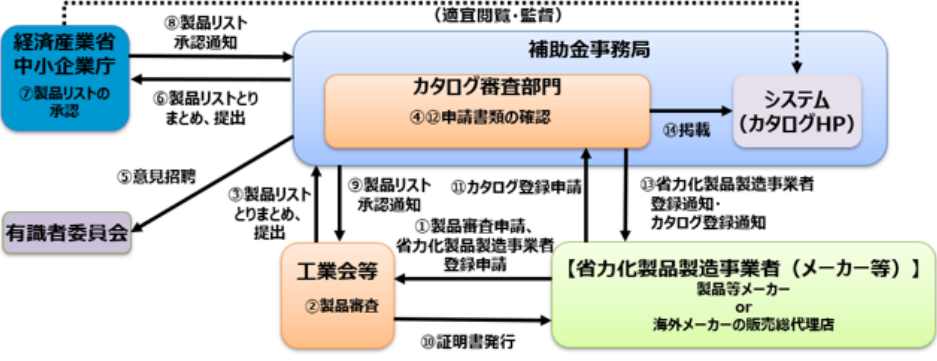
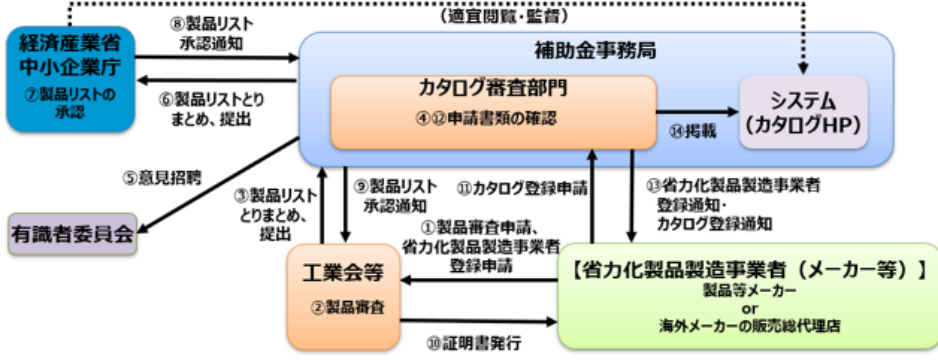


中小企業省力化投資補助事業 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領の一部を改訂する登録要領新旧対照表（傍線部分は改訂部分）

中小企業省力化投資補助事業 省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領

改訂後	現行
<p>(略)</p> <p>2. 登録手順と補助要件について</p> <p>2-2 登録有効期間</p> <p>登録の承認を受けた省力化製品及び製造事業者の登録有効期間は、<u>令和9年9月</u>末までとする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかった際は取消になる場合がある。</p> <p>また、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合は、それらの登録を取消す場合がある。</p> <p>2-3 省力化製品・製造事業者の登録手順</p> <p>中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）</p> <p>中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカー等は、最初に、指定された工業会等に対して「製品登録審査申請」を行い、扱う製品が省力化に資するか等の審査を受ける。工業会の審査結果は経済産業省においても確認される。 次に、工業会等から発行される証明書をもって、事務局へカタログ掲載すると認められた製品の製造を行う「省力化製品製造事業者」としての登録を行う。<u>（製造事業者の申請書類は、別のカテゴリの申請であっても、一回提出すれば可とする。二回目以降は不要。）</u> 同時に、事務局へ「カタログ登録申請」を行い、カタログの掲載形式が本補助金の要件に合致しているかの確認や製品と同時に提供する役務等の登録を行い、カタログに掲載される。 	<p>(略)</p> <p>2. 登録手順と補助要件について</p> <p>2-2 登録有効期間</p> <p>登録の承認を受けた省力化製品及び製造事業者の登録有効期間は、<u>令和8年度末</u>までとする。ただし、登録要件の改定が行われた際や登録更新が行われなかった際は取消になる場合がある。</p> <p>また、虚偽申請等の不正事由が判明した場合、省力化製品登録の内容に虚偽や実態との乖離が判明した場合は、それらの登録を取消す場合がある。</p> <p>2-3 省力化製品・製造事業者の登録手順</p> <p>中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）</p> <p>中小企業向け省力化投資支援のスキーム（個別製品の登録）</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカー等は、最初に、指定された工業会等に対して「製品登録審査申請」を行い、扱う製品が省力化に資するか等の審査を受ける。工業会の審査結果は経済産業省においても確認される。 次に、工業会等から発行される証明書をもって、事務局へカタログ掲載すると認められた製品の製造を行う「省力化製品製造事業者」としての登録を行う。<u>（同じ事業者が同じ製品カテゴリ内の製品申請を行う場合、二回目以降は不要。）</u> 同時に、事務局へ「カタログ登録申請」を行い、カタログの掲載形式が本補助金の要件に合致しているかの確認や製品と同時に提供する役務等の登録を行い、カタログに掲載される。 

省力化製品及び製造事業者の登録は、以下の手順により手続きを行うものとする。なお、既に登録されている製造事業者が過去に登録した省力化製品と別の省力化製品を登録しようとする場合、再度の製造事業者としての登録は不要である。

(中略)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-2 省力化製品の要件

- (1) (略)
- (2) 製品性能及び価格に関する事項
 - ① (略)
 - ② 製品本体の価格は50万円以上であること。

(中略)

3-3 省力化製品に関して対象外となる要件

- ①～⑤ (略)
- ⑥ 単価50万円未満の製品。

(以下略)

省力化製品及び製造事業者の登録は、以下の手順により手続きを行うものとする。なお、既に登録されている製造事業者が過去に登録した省力化製品と同一カテゴリ内で別の省力化製品を登録しようとする場合、再度の製造事業者としての登録は不要である。ただし、別カテゴリの省力化製品を登録しようとする場合を除く。

(中略)

3. 登録時の要件及び留意事項

3-2 省力化製品の要件

- (1) (略)
- (2) 製品性能及び価格に関する事項
 - ① (略)
 - ② 製品本体の価格は50万円以上であること。また、本補助金の補助上限金額に比して著しく高額のものでないこと。

(中略)

3-3 省力化製品に関して対象外となる要件

- ①～⑤ (略)
- ⑥ 本補助金の補助上限額を鑑みて著しく高価であるものや単価、50万円未満の製品。

(以下略)